

令和 8 年度
新潟県デジタル人材リスキリング支援事業（デジタル技術基礎コース）
業務委託に係るプロポーザル募集要領

1 業務概要

令和 8 年度「新潟県デジタル人材リスキリング支援事業(デジタル技術基礎コース)」は、あらゆる業種で求められるデジタル化に必要となる実業務に直結する基礎技能の習得を支援する事業で、企業の要望や、受講者のライフスタイル・希望に柔軟に対応した様々なリスキリングコースを実施することで、デジタル関係の基礎知識の習得又は実業務に直結する実践的な基礎技能の習得を支援し、受講者のスキルアップ、処遇改善、安定就労を図る。

なお、本事業は「国及び新潟県の令和 8 年度当初予算の成立」を前提とした停止条件付事業であり、国及び県の予算が成立しない場合、本プロポーザルの効果は生じない。

(1) 委託業務名

新潟県デジタル人材リスキリング支援事業（デジタル技術基礎コース）

※（eラーニング 12 時間）

(2) 業務内容

別紙 1 「新潟県デジタル人材リスキリング支援事業（デジタル技術基礎コース）業務委託仕様書」（以下、「委託仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

(4) 委託先選定数

1 者。

2 見積限度額

7,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む）。

詳細は委託仕様書による。

3 スケジュール

令和 8 年 3 月 2 日（月）	募集公示
3 月 6 日（金）	説明会
3 月 10 日（火）	質問受付期限
3 月 13 日（金）	質問回答公表
3 月 17 日（火）	参加申込期限
3 月 19 日（木）	参加資格確認結果の通知
3 月 25 日（水）	企画提案書等の提出期限
3 月 30 日（月） 予定	審査委員会・ヒアリング
3 月 31 日（火） 予定	審査結果の通知

4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 説明会

(1) 開催日時、形式

本事業の企画プロポーザルを実施するにあたり、以下のとおり説明会を開催する。

日時：令和 8 年 3 月 6 日（金） 午後 1 時から

形式：オンライン会議システム（Zoom）を使用

(2) 参加申込

参加を希望する者は、3 月 4 日（水）午後 5 時までに団体名、参加者名、連絡先電話番号及び電子メールアドレスを電子メールにより連絡すること。受付後、参加用 ID 等を送付する。

申込先：下記『13 担当課（問合せ先）』と同じ。

6 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

受付期限：令和 8 年 3 月 10 日（火）午後 5 時

受付先：問合せ先に同じ

質問方法：電子メール（様式任意）

メールの件名を「デジタル技術基礎コース（質問）」とすること。

(2) 質問に対する回答

令和 8 年 3 月 13 日（金）までに県ホームページにおいて回答を公開する。

7 参加申込及び参加資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類

以下の資料を各1部提出すること。

(ア) 参加申込書（別紙様式1）

(イ) 新潟県に納税義務を有する者にあつては県税納税証明書（参加申込書提出日から遡って過去3か月以内に発行されたものであつて、納期が到来した県税について未納がないことを証明したものに限る。）

(ウ) 法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

イ 提出期限

令和8年3月17日（火）午後5時【必着】

ウ 提出先

問合せ先に同じ

エ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）又は電子メール

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年3月19日（木）までに参加資格の確認結果の通知を書面で行う。

8 企画提案等の提出

企画提案に当たっては、「新潟県デジタル人材リスクリング支援事業（デジタル技術基礎コース）業務委託に係る企画提案書」（以下、「企画提案書」という。）を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（別添1）

企画提案書は委託仕様書及び下記(3)「企画提案書の記載事項」に基づき作成し、4ページ以内（A4縦・横書き、両面印刷）とすること。

カリキュラム（別添2）は、訓練内容ごとに作成すること。

イ 見積書（委託料の経費内訳）

「3 見積限度額」に掲げる上限金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の範囲内で作成し、その合計額（委託料総額）を明記する。なお、様式は任意とする。

(2) 企画提案書等の提出部数及び提出方法等

ア 提出期限

令和8年3月25日（水）午後5時【必着】

イ 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

※電子メールで提出する場合はPDFファイル等の電子ファイル1部

ウ 提出先

問合せ先に同じ

エ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）又は電子メール

オ その他

- (ア) 企画提案書等の提出は1者につき一つの提案に限る。
- (イ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

(3) 企画提案書の記載事項（企画提案の内容）

委託仕様書に記載した事項を踏まえ、様式に沿って次の項目について提案を行うこと。

ア 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイント及び成果目標を記載すること。

イ 運営・実施体制

各運営スタッフの職務内容、経歴、人員確保の見通しを示すこと。

ウ 実施方法・内容

- (ア) 訓練コースの内容と見込まれる効果
- (イ) eラーニングの環境
- (ウ) 訓練実施中のサポート体制・方法
- (エ) 参加者募集に関する取組み
- (オ) 事業全体の円滑な運営と効果的な実施のための工夫

9 ヒアリングの実施

本プロポーザルの審査は、「新潟県デジタル人材リスキリング支援事業（デジタル技術基礎コース）」業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。審査委員会は、提案者から企画提案についてヒアリングを実施するものとする。

(1) 実施日程

令和8年3月30日（月）予定

(2) ヒアリング方法

オンライン会議システム（Zoom）を使用して行う。

提案者が審査委員に対し、自己の企画内容について説明した後、審査委員が質疑を行う。時間配分は、企画内容の説明を15分、質疑時間を10分とする。

ただし、審査委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による一次審査を行い、あらかじめヒアリングを求める者を選定した上で実施する。

なお、ヒアリングの日時等の詳細は、本プロポーザルの参加者に別途通知する。

10 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が提出された企画提案書等及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた者（以下「最優秀提案者」という。）と次点者を決定する。

(2) 審査基準

別紙2「審査基準一覧」のとおり。

11 審査結果の通知

審査結果は、提案者それぞれに文書で通知する。

12 契約の締結

県は、審査委員会が最優秀提案者と決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、別記1「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。提出がない場合は、契約の締結を行わない。

13 担当課（問合せ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働部雇用能力開発課 指導係

TEL：025-280-5262

FAX：025-280-5168

メール：ngt050060@pref.niigata.lg.jp

14 留意事項

- (1) 委託事業に関する書類・領収書等は、事業完了後5年間保管すること。
- (2) 提出書類の作成、ヒアリング等に要する経費、及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式2により速やかに提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者